

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 大分県
農業委員会名： 豊後大野市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	3,690	農業就業者数	3,666	認定農業者	369
自給的農家数	1,143	女性	1,721	基本構想水準到達者	56
販売農家数	2,547	40代以下	198	認定新規就農者	19
主業農家数	405	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	28
準主業農家数	354			集落営農経営	71
副業的農家数	1,788			特定農業団体	0
				集落営農組織	71

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	4,090.0	2,020.0				6,110.0
経営耕地面積	2,888.0	1,161.0	961.0	145.0	55.0	4,049.0
遊休農地面積	127.9	162.6				290.5
農地台帳面積	4,397.6	2,768.6				7,166.2

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 5月 14日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	15	15			
認定農業者	—	8			
認定農業者に準ずる者	—	3			
女性	—	3			
40代以下	—	2			
中立委員	—	1			

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	30	30	29

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	6,110 ha	2,341 ha	38.3 %
課 題	認定農業者の高齢化に伴い、今以上の集積による規模拡大は厳しい状況にあるが、新規就農者の育成、集落営農、農業法人、その他企業の参入促進により利用集積の推進を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 2,376 ha (うち新規集積面積 35,0 ha)
	目標設定の考え方: 県の農地集積目標面積と同一とする。
活動計画	農業委員・農地利用最適化推進委員が、人・農地プランの会議に積極的に参加し、また農地の出し手、受け手の情報把握に努め、中間管理事業へつなげる。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	0 経営体	2 経営体	1 経営体
	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	0.0 ha	4.4 ha	0.5 ha
課 題	過疎高齢化により、既存農業者の後継者不足が顕著になっているため、市外からの新規就農者の育成及び市内後継者を親元就農として確保していく必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	4 経営体	参入目標面積	1.6 ha
活動計画	農業振興課及び担い手協議会等と連携し、各種事業を活用した新規参入の推進を図る。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	6,401 ha	290.5 ha	4.5 %
課 題	農地所有者の高齢化及び不在地主の増加に伴い、遊休農地が増加傾向にある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 3.5 ha			
	目標設定の考え方:旧町村毎に0.5haの解消目標とする。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		37 人	8月～9月	10月～11月
	調査方法	市内全域を調査区域とし、農地利用最適化推進委員は担当地区を、農業委員はそれを補完する形で、委員全員で利用状況調査に参加する。 調査方法は、航空写真を基に目視による調査を実施する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月～1月	1月～3月	
その他	定期的な農地パトロール及び、農地法許可案件の現地調査に併せて遊休農地の把握に努める。			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	6,110.0 ha	0.0 ha
課 題	農地への原状回復困難な違反転用が恒常的にある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況調査及び定期的な農地パトロールにて早期発見を行う。 ・農業委員会発行の広報誌で啓発する。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入